

153-参-国民生活・経済に関する調査会 平成13年11月21日
※工場等制限法の見直しについて

○辻泰弘君 民主党・新緑風会辻泰弘でございます。

本会議の冒頭、会長より本調査会の主な調査の内容といたしまして、日本経済の活性化をめぐる諸問題、こういう中で、起業促進に当たっての課題、企業の国際競争力の強化、物づくり技術の継承、産業空洞化の問題、法的規制の緩和と、このような御指摘があったわけでございますが、いずれも焦眉の課題であることは論をまたないところでございます。

そこで、まさにそれらの課題解決に当たっての具体的対応とも言うべきものであり、かつまた改革先行プログラムでも指摘されておりますところの工場等制限法の見直しについてお伺いしたいと思っております。

工場等制限法は、大都市中心部への産業及び人口の過度の集中を防止するために、人口増大の主要因であった工場や大学等の新設の制限を定めたもので、首都圏については昭和三十四年に、また近畿圏につきましては昭和三十九年に制定がなされておるところでございます。

この法律の制定から今日に至るまでの当該地域の経済社会情勢の変化について、国土交通省といたしましてどのようにとらえておられるのか、簡潔に御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（榎本晶夫君） 先生御指摘の、経済社会情勢の変化でございますけれども、ただいまお話がございましたように、工場等制限法は昭和三十年代に制定されておるわけでございますけれども、当時、特に昭和三十年代の前半におきましては、東京都区部や大阪市などの区域におきまして非常に人口が大きく増大をいたしまして、これに伴います市街地の膨張あるいは居住環境の悪化、交通状況の悪化など、非常にさまざまな大都市の弊害が深刻な事態になりまして、都市機能の混乱が看過できない状況になったということで、先ほど委員からも御指摘ございましたような形で、この人口増大の主たる要因になっております工場や大学などの新增設を制限いたしまして、大都市中心部への産業や人口の過度の集中を防止するというような形で制度ができたわけでございます。

しかしながら、昨今の状況を見てまいりますと、産業構造につきましても、製造業がかなり大きなウエートを占めておりました時代からサービス産業が大きなウエートを占めるように大きく産業構造も変わってまいりましたし、また経済のグローバル化というふうなものも進展してまいりました。

そのほか、制限の対象になっております大学につきましても、大学の地方立地が相当進展をいたしまして、大学の進学状況を見てまいりますと、それぞれの地域の中で進学をされるというふうな傾向が非常に強まってきておるということでございます。

また、戻りますけれども、工場の立地状況などを見てまいりましても、かなり従来は大都市圏を中心にしたものがこの制度創設のころはございましたけれども、最近ではほとんどのところが地方圏に立地する、あるいは外国に出ていくというふうな状況になっておるというふうに認識してございます。

あわせて、こういった施策も含めていろいろな大都市対策が講じられる中で、都市環境の改善、これは工場の公害規制の問題もございまして、都市計画の用途制限といったものもございましたけれども、さまざまな施策が講じられる中で都市環境の改善も進んでまいりましたし、それから大都市の交通混雑などについても、交通量は非常に増大はしておりますが、通勤混雑などは緩和の状況になっているというふうな認識を持っておるところでございます。

以上でございます。

○辻泰弘君 ただいまお話ございましたように、工場等制限法につきましては制定から四十年近くが経過し、産業、人口の空洞化現象が現在進んでいるという状況でございます。

今、日本は物づくりの衰退、産業全体の空洞化、景気低迷、雇用情勢の悪化等に直面しているわけございまして、同法制定のころとは社会情勢が大きく変化しているところでございます。今や工場等制限法廃止のときが来ているのではないかと思うわけでございますが、政府のお考え、いかがでございましょうか。

○副大臣（佐藤静雄君） 先ほど審議官からもお答えさせていただきましたけれども、ここ三十年来、大都市にどんどんどんどん人口が集中してきました。工場を制限する、そういう必要もそのときはありましたけれども、今の時代見てみますと、製造業がだんだんだんだんサービス業に変わってくる、日本の国は製造業の形態がだんだん少なくなってくると。そんなことを見てみますと、この制限をするという目的が相当変わってきていると、そう思っております。

また、そういう時代を受けまして、地方自治体、公共団体や経済団体からも、もうそろそろ見直しの時期が来ているじゃないのかと、相当以前からそういうお話もお伺いさせていただいております。そういう御意見を受けまして、十月の十九日から、私どもの国土審議会に今、首都圏と近畿圏、二つの分科会をつくりまして、それぞれ現在御審議をいただいているところであります。

○副大臣（佐藤静雄君） ただいまもお話ししましたとおり、この審議会に今諮問しております。首都圏の分科会においては、十九日にスタートしましてから二回、三回と、十月二十九日、十一月九日と三回やっておりますし、近畿圏整備分科会も同じように三回させていただいております。私ども、最初のスタートをしましてから二回審議させていただいております。できるだけ早く答申をいただきまして、今、辻先生がおっしゃったように、次の通常国会と考えておりますけれども、まだこれから分科会の御意見をお伺いしましてから国土審議会の、本体の方の御審議もいただかなくちゃなりません。そういうものを見ながら、できるだけ早く、先生のおっしゃるとおり進めていきたいと考えております。

○辻泰弘君 おっしゃいました十月十九日に国土交通大臣が国土審議会会長に諮問されました文書には、諮問の趣旨として、法律制定から四十年近くたった今日、その有効性、合理性が薄れてきている、また規制改革会議において制限法の見直しが提言されている、また対象となっている地方公共団体から廃止すべきとの要望が提出されていると、このように指摘された上で、今後のあり方について諮問を行っておられるわけでございます。

このような流れを見ますときに、国土交通省としては実質的に廃止の方向に向けての取り組みを進めておられると思うのが当然だと思うわけでございますが、そのような意味で、後戻りをなされませんように、やはり日本の産業振興、都市再生、学術研究機能の強化という見地から大変重要なポイントだと思っておりますので、どうか政治の立場でしっかりとお取り組みいただきまして、来国会に向けて対処していただきますようお願いを申し上げつつ、また、その点につきましての決意のほどをもう一度お伺いしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○副大臣（佐藤静雄君） 先生も神戸の出身でありますから、本当に長い間この問題を見ていると思っておりますけれども、随分、都市部の人口というのもだんだんだんだん減る傾向にあります。そういうことを見てみますと、大学や工場や何かを制限をしていくというのはもう時代に合わなくなっておるわけでありまして。先生のおっしゃるように、今諮問させていただいて、今答申をいただいで、全力を挙げて、なるべく早く実現できるようにやっていきたいと思っております。

○辻泰弘君 終わります。